第 1478 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年 1月 18日 火曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 確定申告をすると税金が戻ってくる人

Q：私はサラリーマンです。会社からもらう給料については、年末調整を受けていますが、確定申告をすると税金が戻ってくる人もいると聞きました。どのような場合に税金が戻ってくるのでしょうか。

A：マイホームを住宅ローンで取得した場合や、多額の医療費を支払った場合などです。

【解説】

サラリーマンの大部分の人は、年末調整により年税額が確定しますが、年末調整では控除できない雑損控除、医療費控除などがある人は、確定申告書を提出することにより税金の還付を受けることができます。還付を受けるための申告書は2月16日前でも提出できます。

サラリーマンで確定申告をすれば源泉徴収された税金の還付を受けられる場合の主なものは次のとおりです。

(1) 多額の医療費を支出し、医療費控除の適用を受けるとき
(2) 災害や盗難などで住宅や家財に損害を受け、雑損控除の適用を受けるとき
(3) 特定の寄付をし、寄付金控除の適用を受けるとき
(4) 一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき
(5) 年の中途で退職し年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
(6) 配当所得があり、配当控除を受けるとき
(7) 給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受けるとき